11月定例教育委員会会議録			
開催年月日	令和2年11月18日(水)		
開催日時	午後3時00分		
開催場所	別館3階 大会議室		
出席委員	教育長 三笘 眞治郎 職務代理者 岡部 博昭   委員 永山 真江 委員 課本 憲司   委員 木下 靖郎 委員 奥平 和子   委員 古田 嘉寿美		
出 席 参 与	教育次長河野徹教育総務課長(代理)安岡 佳克学校教育課長 西胤 英明社会教育課長 園田恭一郎文化財保護課長 吉田 博嗣博物館長 行時 志郎咸宜園教育研究センター長橋本隆文淡窓図書館長林 純子兼世界遺産推進室長スポーツ振興課長本川 明学校給食課長羽田康浩人権・部落差別解消教育課長 梶原 英幸		
書記	教育総務課 総務企画係 主幹(総括) 塚原 美保		
附議議案	議案第64号 令和2年度一般会計補正予算教育費について 議案第66号 日田市教職員住宅管理規則の一部改正について 議案第66号 日田市立学校通学区域設定規則の特例に関する規則 の一部改正について 議案第68号 日田市立淡窓図書館の組織及び管理に関する規則の一部改正について 議案第69号 日田市立小鹿田焼陶芸館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について 議案第70号 第2次日田市文化振興基本計画第2期計画の策定について 議案第71号 日田市会民館の指定管理者の指定について 議案第72号 日田市農村環境改善センターの指定管理者の指定について 議案第73号 林業センターの指定管理者の指定について 議案第74号 日田市大山文化センターの指定管理者の指定について 議案第74号 日田市大山文化センターの指定管理者の指定について 表案第74号 日田市大山文化センターの指定管理者の指定について 大業第75号 日田市学校給食費条例の制定について 報告第30号 令和2年10月期寄附採納について 報告第31号 令和4年4月以降の成人式について		

報告第32号 報告第33号 報告第34号	旧日田市中津江公民館の取り壊しについて 日田市中津江公民館大集会室の休止について 「近世日本の教育遺産群」の世界遺産暫定一覧記載 資産候補提案書の提出及び暫定一覧記載要望につい て
報告第35号	7人制ラグビー男子日本代表合宿の受入れについて

## 教 育 長

皆さん、こんにちは。

ただいまから11月の定例教育委員会を開催いたします。

ここで9月及び、10月開催の教育委員会における審議事項の 議案番号の訂正がありますので、説明をお願いいたします。

書記

私からは、9月開催の臨時教育委員会におきまして、議案番号の重複がございましたことから、9月第2回目の臨時教育委員会及び10月の定例教育委員会の審議事項の議案番号第57号から第61号までにつきまして、それぞれ第58号から第62号に訂正をさせていただきましたことを御報告いたします。

以上でございます。

## 教 育 長

それでは訂正方よろしくお願いいたします。

前回議事録の確認でございますが、10月定例教育委員会の議事録について、変更はございませんでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

御了解いただきましたら、本会議終了後に署名をお願いいたします。

続きまして、教育長の報告事項ですけれども、一般報告につきましては、お手元に配付しております資料により報告とさせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。

協議事項、教育長職務代理者の指名について説明をお願いします。

書記

教育長の職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第13条第2項に規定がございまして、教育長 に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、予め、教育長 が指名する委員がその職務を行うこととされております。

職務代理者の任期につきましては、教育長が別の職務代理者を 指名するまで、または教育長が新たに任命され、その教育長が新 たに職務代理者を指名するまでの期間となりますので、新たな指 名がない限り継続して職務を担っていただくこととなります。

現在の教育長職務代理者でございます諌本委員につきましては、前回、教育委員に選任されました平成28年11月から、約4年間、職務代理者をお務めいただいておりますことから、今回の諌本委員の任期満了に当たりまして、新たに教育長職務代理者の指名を行うものでございます。

なお、職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、

職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困 難である場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25条第4項に基づきまして、教育委員会の事務局職員に委任で きる旨がございますので、職務代理者の申出によりまして、具体 的な事務の執行につきましては、教育次長に委任することとなり ます。以上でございます。

教 育 長

それでは、事務局より説明がありました職務代理者の指名を行 いたいと思います。

私としましては、岡部委員を指名させていただきたいと考えて おりますが、岡部委員、よろしいでしょうか。

部 委 員 畄

はい。

教 育 長

御了承いただけたということでございますので、岡部委員を職 務代理者として指名させていただきます。

岡部委員には就任に当たりましての御挨拶をお願いいたしま す。

岡部教育長

諌本委員さんにおかれましては長年にわたって、職務代理者を 職 務 代 理 者 | 務められまして、その後任ができるかどうか不安があるんです が、次期からは大体1年単位ぐらいでというお話もありましたの で、そのスタートに立てばという感じでお受けしております。

> できる限りのことは頑張っていきたいと思いますので、よろし くお願いいたします。

教 苔 長 それでは議事に入りたいと思います。

議案第64号について説明をお願いします。

書 記

議案第64号令和2年度日田市一般会計補正予算、教育費につ きまして、別冊1の資料で御説明をいたします。

初めに、資料の28ページをごらんください。

歳出予算の事項別明細書でございます。

今回の補正は、表の1番上の左端の数字、教育予算の総額38 億5723万6000円に、補正額1218万2000円を追加 しまして、補正後の総額を38億6941万8000円とするも のでございます。

各事業の補正予算の概要につきましては、各担当課から御説明 をさせていただきたいと思います。

## 【補正予算の概要について各課から説明】

## 教 育 長

議案第64号、令和2年度一般会計補正予算の教育費について の説明でございました。

どこからでも結構でございます。御質疑がありましたらお願いいたします。

## 永山委員

ナンバー5の小学校管理運営費の中で、サージカルマスクの購入が出てきていますが、1箱当たりが大体1,982円という計算で合ってますか。

これが、例えば市内に業者さんからの購入ということで、少し高いけれどもこの金額でというような経緯があれば教えていただきたいのが1点目、もう一つはナンバー3のタブレットを使った支援事業の中で、今までも家庭学習支援というのは考え方として、随分進められてきたと思うんですが、今回、新しいと思ったのが、人間関係づくりですとか、オンラインでのカウンセリングもやっていけるということで、これは実はすごい大変だろうと思っていますが、具体的にどんなプランでとか、チャット形式でのカウンセリングができるのかとか、フォーマットが出来ているものがあれば教えてください。以上2点お願いします。

## 学校教育課長

備蓄用のサージカルマスクにつきましては、一箱の金額の根拠 については確認して後ほど報告させていただきます。

ナンバー3の新しいタブレットによる支援につきましては、基本的には、ズームというソフトを利用して、まずは本人と家庭に趣旨を説明して、御理解をいただいた方について実際にやってみるということです。

それから、朝の学活の参加についても、双方向というのはまだ 想定していないので、学級の様子等を子供たちが見て、それで少 しでも子供同士のつながりなどを増やして、少しでも学校の方に 気持ちが向くような形を想定しております。

この10台程度でやってみた上で、効果を検証して、来年度から1人1台になりますので、もう少し拡大すると、逆に焦点化するとか、そういったことを考えております。

# 岡部教育長職務代理者

コロナによってかなり予算が変わって、支出が増えた分があったり、あるいは行事が縮小されて減額になったり、教育庁関係だけで、大まかにプラスマイナスしたらどれぐらいになるのか、今日は出来なければいずれでよいですが、どこの所管になります

か。

# 教育次長

教育委員会の所管する各課にまたがりますので、集計しまして、また改めて御報告をさせてもらいたいと思います。

# 教 育 長

ほかにございませんでしょうか。

それではないようですので、令和2年度一般会計補正予算教育費については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり。)

それでは議案第64号は原案のとおり可決されました。

続きまして議案第65号から69号については関連しますので 一括して説明をお願いいたします。

書記

議案第65号から第69号までにつきましては、一括して御説明を申し上げます。

議案集は2ページから13ページでございます。

まず、12ページをご覧ください。

1の改正の理由でございます。市におきましては第5次日田市 行政改革大綱に基づきまして、窓口業務の効率化に向けた取組と して、市民からの申請書等に伴う行政手続等の簡略化を目指して おりまして、令和2年10月2日から、市役所本庁舎1階窓口部 署におきまして、申請書等への押印義務付けの廃止、いわゆる押 印省略につきまして、先行して実施しているところでございま す。

今後、全庁的に市民との窓口を持つ部署におきまして、可能なものから順次押印義務付けの廃止を推進していく方針でありますことから、教育委員会所管事務におきましても、今回、取組を進めることとしたところでございます。

2の改正の内容ですが、規則で規定されております、申請書等 の様式につきまして、押印義務を示します⑩の表記を削除するも のでございます。

3の押印義務付け廃止の方針でございます。全庁的に12月1日から押印を廃止する申請書等についての考え方は、(1)の①誰でも申請や届出を行うことができ、押印を求めてまで本人確認をする必要のないもの。例としまして施設の利用申請書等がこれに当たります。

②単に事実、状況等を把握することのみを目的としているもの。③明らかに本人であることが確認できるもの、④本人であることの確認が他の手段により可能なもの、例としまして、マイナ

ンバーカードで本人確認を行います奨学金申込書などが挙げられます。

13ページをご覧ください。

今回押印廃止の対象としていない申請書等です。①国の法令等で押印が規定されているもの、例としまして文化財の指定同意書等がございます。

また、②から④の契約行為、出納関係、補助金関係書類等につきましては、全庁的に取り扱う書類でございまして、対象書類も 多岐にわたるため、今後精査を行うこととしております。

⑤押印省略が出来ない合理的な理由があるもの、例えば資料貸 出申請書等で、市が所管する資料の取扱いに関しては、責任の所 在を明確にする必要がありますことから、今回は廃止の対象とし てないものがございます。

ただし、これらの申請書等につきましても、今後国のガイドラインや通知等を確認しながら、廃止できるものについて精査を行うこととしております。

4の教育委員会が所管する事務に関係する申請書等のうち、

12月1日から押印義務付けを廃止できるものにつきましては、全部で28件ございます。

そのうち、規則により規定されております様式が6件ございま すので、本議案により御審議をいただくものでございます。

それでは議案ごとに廃止の対象となる申請書等について御説明 を申し上げます。

議案集の2ページにお戻りください。

議案第65号、日田市教職員住宅管理規則の一部改正につきましては、中津江村に勤務する教職員が教職員住宅に入居を希望される際に提出いただく申込書の押印の表記を削除するものでございます。

4ページをご覧ください。

議案第66号、日田市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正につきましては、日田市奨学金及び日田市入学準備金の貸与を申し込まれる際に提出いただく申込書の押印の表記を削除するものでございます。

6ページをご覧ください。

議案第67号、日田市立学校通学区域設定規則の特例に関する規則の一部改正につきましては、日田市内に住所を有する児童生徒が通学区域外の小学校または中学校に就学もしくは転学を希望される際に、保護者より提出いただく申請書の押印表記を削除するものでございます。

8ページをご覧ください。

議案第68号、日田市立淡窓図書館の組織及び管理に関する規則の一部改正につきましては、淡窓図書館の研修室を利用される際に提出いただく申請書の押印表記を削除するものでございます。

10ページをご覧ください。

議案第69号、日田市立小鹿田焼陶芸館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正につきましては、小鹿田焼陶芸館の研修室や駐車場を利用される際に提出いただく申請書の押印表記を削除するものでございます。

議案第65号から議案第69号までにつきましては、以上でございます。

## 教 育 長

それでは、議案第65号から69号について一括の説明でございました。これについて何か御質疑ございませんでしょうか。

それでは議案第65号から69号につきましては、原案の通り 可決してもよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり。)

議案第65号から69号につきましては原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第70号について説明をお願いします。

## 社会教育課長

議案第70号、第2次日田市文化振興基本計画第2期計画の策 定について御説明を申し上げます。

議案集につきましては14ページでございますけれども、本件につきましては、別冊の2の1、2の2、2の3でございまして、2の1は計画案の冊子、2の2と2の3につきましては、A4のそれぞれの1枚の資料でございます。

日田市文化振興会議に対しまして、同計画に関する諮問について、6月の定例教育委員会でお諮りいたしまして諮問をいたしましたが、先日、11月9日の第3回目の会議におきまして、答申という運びになりましたので、本日の会議におきまして同計画の策定について承認をお願いするものでございます。

10月の定例教育委員会におきまして、途中経過について、御提示申し上げた内容から、どのように変更したかについて御説明申し上げます。

別冊の2の2を基に、別冊2の1と見比べながらの御説明とさせていただきます。

まず 1 点目でございます。別冊 2 の 1 の 1 ページから 2 ページ の見開きのページでございます。

本計画の位置付け等について、上位の計画でございます総合計画、あるいは、教育大綱そして教育行政実施方針とのつながりを示した図表としたものでございます。

次に15ページでございます。8番の成果の検証という項目で PDCAのサイクル図を挿入をしたものでございます。

次に、16ページのSDGsとの関係でございます。文中の末尾の文言でございますが、前回の委員会ではパブコメの意見に沿った回答となっていないのではないかという御指摘でございました。

委員の御意見等も踏まえまして、この文章を「本市においては、SDGsの理念を踏まえながら、文化振興の各施策に積極的に取り組むこととします」といたしました。

また、前回、四つの施策とSDGsのゴールとの関係性を表記した表が別表になっておりました関係で、見比べながら読み解いていくということで、少し見づらいというご指摘でございましたので、一覧性を持たせて、分かりやすく表現することといたしました。

次に19ページからの施策及び事業編についてでございます。

令和5年度時点の目標である活動指標と、その時点の取組状況が混在しておりましたことから、この項目名を「活動指標(令和5年度)または活動実施の状況」とさせていただきました。

また、計画的に実施という表現がたくさんございましたけれども、基となる計画が存在しないにもかかわらず、何の計画なのかというような誤解もあったことから、例えば、20ページの上から二つ目の項目でございますが、文化的景観・小鹿田焼の里の項目でございます、右側のとおり、計画性を持って実施というような表現といたしました。

また、取組によっては具体的な数値を掲げたほか、第1期中の 取組による実績等についても、示せるものは示すということにい たしまして、比較対象となる基準を明らかにしたものでございま す。可能な限り具体的な指標となるようにいたしました。

最後に、本編の部分でございますが、年号の表記につきまして、元号が変わったことで、平成から令和と続く期間を持つような表現や、何年間等がわかりにくくなったものもあることから、本来、行政文書については基本的に元号で示すものでございますけれども、年度表記に括弧書きで西暦を表示することといたしました。

以上が計画案として答申をいただいたものでございます。 計画書の40ページをご覧ください。 諮問文と答申文を記載しておりますけれども、答申文の中で、 下記のところで、「コロナ禍においてもICTを活用した新たな 取組を検討する等、文化芸術の鑑賞や鑑賞機会の提供に努めるこ と」という付言がついております。

これにつきましては、これまで新型コロナウイルスの感染症対 策等で、市の主催のみならず、いろんな団体におきまして、いろ んな行事等が中止になる中で市として対策をどのように考えるか といったことから、その方法としてICT化の取組による解決方 法もあるのではないかといった提言が皆さんから示されたもので ございます。

これを受けまして、私どもとしましても、今後の文化振興施策の取組の中で十分に検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、別冊の2の3でございます。

これはパブリックコメントに関する回答についての変更点でございます。下線を引いておりますけれども、施策及び事業費におきまして、「計画的に実施」と表記したもののうち、実際には基となる計画が存在しない取組につきましては、「計画性をもって実施」といたしましたことから、それに合わせまして、表記を改めたものでございます。

また、SDGsの達成目標に関する記述につきましても、先ほど申し上げましたとおり、「SDGsの理念を踏まえ、文化振興の各施策に積極的に取り組むこととします」という表現に変更したことを受けまして、その旨回答するものでございます。

私からは以上でございます。

## 教 育 長

議案第70号についての説明でございましたが、これにつきま して何か御質疑はございませんでしょうか。

それでは議案第70号につきましては、原案のとおり可決して もよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり。)

議案第70号、第2次日田市文化振興基本計画第2期計画の策 定については、原案のとおり可決されました。

続きまして議案第71号から74号及び、追加議案の議案第76号について一括して説明をお願いします。

#### 社会教育課長

議案第71号、日田市公民館の指定管理者の指定について、議 案第72号、日田市農村環境改善センターの指定管理者の指定に ついて、議案第73号、林業センターの指定管理者の指定につい て、議案第74号、日田市大山文化センターの指定管理者の指定 について、及び、追加議案の議案第76号、日田市中津江ホール の指定管理者の指定についての5議案につきまして、一括して御 説明を申し上げます。

議案集につきましては、15ページから21ページ及び、追加 議案集の1ページでございます。

議案集の15ページから19ページまでが、議案71号から第74号の内容でございますが、案の内容全体をまとめたものが、20ページに記載しております。

議案76号の中津江ホールも含めて、ここで御説明を申し上げたいと思います。

1の議案の提出の理由でございます。

本案につきましては、中央公民館を除く、日田市公民館、農村環境改善センター、林業センター、大山文化センター及び、日田市中津江ホールの管理を行わせる指定管理者を指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、施設管理を行わせる指定管理者を指定するに当たり、議決をお願いするものでございます。

次に2番目でございます。

まず、指定する公の施設についてでございます。

それぞれ議案ごとに中央公民館を除きまして、日田市の公民館22施設、公民館と同一の建物に設置されております日田市農村環境改善センター2施設、朝日公民館と西有田公民館でございます。

林業センター1施設、これは高瀬公民館、日田市大山文化センター施設これは大山公民館、同一敷地内にはございませんけれども、日田市中津江ホール1施設、これは中津江公民館と一体の管理でございます。

指定管理者の所在地につきましては、日田市上城内町2番6号、名称は、一般財団法人日田市公民館運営事業団、理事長三笘 賃治郎でございます。

指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの 5年間でございます。

公民館運営事業団を指定管理者に選定した理由につきましては、21ページの3、指定管理者の候補の選定の理由でございます。

根拠といたしましては、日田市公の施設の指定管理者の指定の 手続に関する条例第3条の2第3号に該当し、施設の設置目的、 業務の性質等から、特定の団体に管理させることが適切な管理運 営に資するものであると認められるため、非公募としたものでご ざいまして、さらに選定理由につきましては、公民館の設置目的に沿い、農村環境改善センター等を含めて、当初の指定であります平成23年度から現在に至るまで、事業団による一元的な管理運営が適切になされており、公民館の果たすべき役割について理解があり、経験と実績もございまして、今後においても適切な管理が見込めるため、公募を行わず、非公募により、公民館運営事業団を指定管理者として選定するものでございます。

以上でございます。

## 教 育 長

議案71号から74号及び議案第76号についての説明でございました。指定管理者の指定についての案件でございますけども、これについて何か御質疑ございませんでしょうか。

それでは議案第71号から74号、及び議案第76号につきましては原案の通り可決してもよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり。)

議案第71号から74号及び議案第76号については原案の通り可決されました。

続きまして議案第75号について説明をお願いします。

## 学校給食課長

議案第75号、日田市学校給食費条例の制定についてでございます。

議案集の22ページ、23ページが条例、24ページから27ページまでが説明となっております。24ページをご覧ください。

1 議案提出の理由でございます。学校給食費の公会計化に伴い所要事項を定めるものでございます。

2条例制定の根拠でございますが(1)目的としまして、学校 給食費の管理における透明性の向上、保護者の利便性の向上及び 教員の業務負担の軽減等を図るものでございます。

(2)経過でございますが、今後、学校説明などを行い、12 月議会に本議案を提出し、令和3年4月の運用開始を予定しております。

25ページでございます。(3)主な効果といたしましては、 ①学校給食費の管理における透明性の向上、②保護者の利便性の 向上及び負担軽減、26ページでございますが③教員の業務負担 の軽減が挙げられます。

3条例制定の主な内容でございますが、第1条が趣旨、第2条 は要望の定義、第4条が学校給食費の徴収などです。

給食費の額につきましては、規則で定めますが、現在と変わら

ず小学校が月額4,200円、中学校が月額4,700円とする 予定でございます。

4施行の時期等でございますが、令和3年4月1日を予定して おります。以上でございます。

教 育 長

議案第75号についての説明でございました。 これにつきまして何か御質疑ございませんでしょうか。

木 下 委 員

従来の公金の納付方法は、納付依頼書による金融機関での窓口での納入と、口座振替による納入の2種類が用意されていると思いますけれども、今回導入される給食費の納入につきましても、同様な方法で徴収をされるんでしょうか。

学校給食課長

原則として、口座振替のお願いをしていくようにはしておりますが、やはり一定数の方は、口座振替出来ないということがございましょうから、その方につきましては、納付書を発行することとなります。

木 下 委 員

公会計化の導入により、納入率は低下するであろうというようなお話を聞きましたが、口座振替が増えれば、それに比例して納入率も向上してくるものと思っておりますので、やはり、最初の説明の段階で、口座振替を全ての方に行っていただくよう取り組んでいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

学校給食課長

おっしゃるとおり、口座振替のほうが納入率が高くなると考えておりますので、原則、口座振替でお願いしますという形でやっていきたいと思っております。

教 育 長

ほかに御質疑ございませんでしょうか。

議案第75号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり。)

議案第75号、日田市学校給食費条例の制定については原案の 通り可決されました。

学校教育課長

先ほど永山委員さんのほうから御質問いただきました、議案第64号、令和2年度一般会計補正予算教育費についてのナンバー5、小学校管理運営費の中のサージカルマスクの1箱当たりの単価の積算根拠についてお答えいたします。

資料の10ページをご覧ください。

このナンバー7、小学校再開支援事業の補正概要の1番下のところに、購入物品として消耗品の中にマスクとあります。

これが布マスクであったり、玄関に置くサージカルマスクという ことなんですが、以前に学校がこの事業を用いて購入した額の平 均値を取って、1 箱当たりの積算をしております。

サージカルマスク、50枚1箱の単価でございますが、税別で 1箱当たり1、800円となります。以上でございます。

## 永 山 委 員

ありがとうございました。大事なことに使っていただいてるのはよくわかっていて、ただ、今、マスクの値段が大分下がってきたので、1箱1980円だとしたら、少し高いなと思ったんですね。それが、日田の中でお金を回すための、あえてこの金額で買ってる意図があったのかをお聞きしたかったのが一つと、やはり国内産であったりとか、基準を満たすものでなければならないということはよく分かっていますが、何かもう少し安く買える方法がないかなと思ったので発言しました。

## 教 育 長

今年度のスタート時点と比べると、マスクは非常に市販されるようになりましたが、あの頃は本当にマスクが不足していましたですよね。そういうような色んな状況が変わってきてると思うんですけど。

#### 教育次長

最終的には議会において予算の御議決いただくわけですけれども、その御議決いただいた予算の中で当然、単価が下がればその分、認められた予算の中で効果的に執行させていただくということからすると、多く購入できるというふうに考えていますし、多く購入できれば今後のいろんな事態に備えて、備蓄という部分で対応できるかなと思っていますので、いずれにしても、予算の執行に当たって効果的・効率的にといいますか、そういったところは当然、基本になっておりますので、その上で購入等に取り組んでまいりたいと思っております。

## 教 育 長

それでは議案は以上でございまして、続きまして報告事項に移ります。報告第30号について説明をお願いします。

## 書記

議案集の28ページをお願いいたします。

報告第30号、令和2年10月寄附採納についてでございます。

まず地区寄附の採納が2団体、1名3件でございまして、1件目が、五反田病院理事長、五反田利幸様から若宮小学校へ10万円を御寄附いただいております。

なお、五反田病院様からは平成13年より継続して御寄附をい ただいております。

2件目が、鈴連町の美野 健様から、小野小学校へ香典返しとして1万円を御寄附いただいております。

3件目が、東有田中学校育友会様から、東有田中学校へ、大判プリンター1台、35万2,000円相当を御寄附いただいております。

次に、一般寄附の採納が、1団体1名、2件でございまして、 1件目は、大阪市の秦 卓宏様から、咸宜園教育研究センターへ、 咸宜園の門下生の子孫でいらっしゃる御縁で、咸宜園の調査研究 に役立ててほしいとのことから、10万円を御寄附いただいてお ります。

2件目が、ドクタージャパン株式会社様から東渓小学校へ、パンケーキミックスオリジナル、325グラム入り84本、5万8,632円相当を御寄附いただいております。

同社は、震災のあった熊本県など、全国の被災地を支援する中で、令和2年7月豪雨災害の被災地の児童生徒を支援するため、 東渓小学校に御寄附いただいたものでございます。

なお、御寄附いただいた物品はパンケーキの粉が入った容器 に、牛乳や水を直接入れて振ることで、道具を使わずに生地が出 来上がるというものでございます。

10月につきましては以上 5 件、金額が 21 万円、物品相当額が 41 万 63 2 円、合計 62 万 63 2 円の御寄附をいただいております。報告第 30 号につきましては以上でございます。

#### 教 育 長

それではただいまの報告につきまして何か御質疑はございませんでしょうか。

それでは、続きまして報告第31号について説明をお願いしま す。

## 社会教育課長

報告第31号、令和4年4月以降の成人式について御説明申し上げます。議案集の29ページです。

平成30年6月13日、民法の一部を改正する法律、令和4年4月1日施行によりまして、民法による成年年齢が20歳から18歳に改正することが決定されました。

この改正の影響によります、令和4年度以降の日田市の成人式

の在り方について、決定するものでございます。

日田市における令和4年4月以降の成人式につきましては、開催日を1月の成人日の前日、日曜日、これは現行通りでございますが、といたしまして、対象年齢を開催年度に、20歳を迎える方、つまり4月2日から翌年4月1日生まれの方といたします。

これで、いわゆる成人式ではなくなりますので、式典名称を「20歳のつどい」として挙行するものでございます。

決定までの経過につきましては、昨年の11月の社会教育委員会を皮切りに協議を開始したものでございまして、そのときの結論といたしまして、20歳になる方を対象に、1月、成人の日の前日に式典を開催することについて、アンケートや他市の状況等を調査して決定するとしたものでございました。

そこで、令和元年度の成人式におきまして、成人家族を対象に したアンケートを実施して、これに続きまして、これも令和元年 度中でございますが、改正年に成人式の対象となる中学3年生及 び高校1年生のアンケートを実施いたしました。

他市の状況やこれらのアンケート結果を踏まえまして、今年度に入って、再び社会教育委員会を開催いたしまして、令和4年の4月以降の成人式の在り方については、20歳になる方を対象に、1月成人の日の前日、日曜日に「20歳のつどい(仮称)」として実施することで決定いたしまして、7月の定例教育委員会におきましてその旨報告したものでございます。

その他の市民の方につきましては、どのような意見をお持ちか、9月から10月にかけてパブリックコメントを実施いたしましたが、特段の意見はございませんでした。

また、その旨、社会教育委員会におきまして報告をいたしまして改めて、成年年齢の引下げに伴う成人式の在り方についても、 考え方をまとめたものでございます。

今後の予定につきましては、本年12月の市議会教育福祉委員会への報告を経て、令和3年1月には検討結果の公表といたしまして、広報ひたやホームページにより周知を行いたいと考えているところでございます。以上でございます。

## 教 育 長

ただいまの報告につきまして何か御質疑ございませんでしょうか。

それでは続きまして報告第32号について説明をお願いします。

## 社会教育課長

報告第32号、旧中津江公民館の取壊しについてでございます。議案集につきましては30ページから32ページをご覧ください。

当該施設につきましては、現在地である旧中津江小学校の跡地に、中津江振興局と中津江公民館が平成27年に移転する前に、それぞれ振興局、公民館として利用されていた建物でございますが、現況図につきましては31ページ、現況写真につきましては32ページにお示ししております。

現状として、老朽化いたしまして安全性が確保出来ない建物であると同時に、跡地利用の要望もなく、むしろ、解体撤去の要望も出されたものでありますことから、今回取壊しを行うものでございます。

振興局、公民館は一体的な建物でございまして、旧公民館の所管は社会教育課ではございますけれども、旧振興局とあわせて、 財政課が解体撤去を行うということになっております。

取壊し後の旧公民館の用地につきましては、合併当初より、財 政課の所管でございましたので、普通財産として引き続き、財政 課が管理を行うこととなっております。以上でございます。

## 教 育 長

報告第32号、旧日田市中津江公民館の取壊しについての報告 でございましたけども、これについて何か御質疑ございませんで しょうか。

続きまして報告第33号について説明お願いします。

## 社会教育課長

続きまして、報告第33号、日田市中津江公民館大集会室の休 止についてでございます。

議案集の33ページから37ページでございます。

今回休止いたします施設は、日田市中津江公民館の大集会室で ございます。

所在地は日田市中津江村大字栃野 2 3 4 5 番の 5 、構造につきましては鉄筋コンクリートの平屋建て、延床面積につきましては 5 9 5 . 0 4 m で、利用面積については 2 5 9 . 1 5 m となっておりますが、施設全体が使用不可となりますので 5 9 5 . 0 4 m が休止面積でございます。

次に、この集会室を休止する理由と経緯でございます。ご存知のとおり、今年の7月の豪雨によりまして、中津江村の栃原地区におきまして大規模な山林崩壊が発生いたしました。

8月には、被災現場の仮復旧は完了いたしておりますけれど も、すぐ近くの日本郵便、津江郵便局につきましては、日本郵便 から、安全性が確保されないとして、本復旧工事が完了するまで、局舎再開を見送る、目途としては、復旧工事が完了する予定でございます来年の5月まで再開しないという方針が示されました。

しかしながら、地域の住民としましては、早く従来の生活に戻りたいということで、早期の再開について強い要望がございまして、中津江振興局が窓口となりまして、この要望を九州支社のほうに伝えましたところ、仮店舗設置の提案があったものでございます。協議の中で、この店舗の案といたしまして、振興局内にATMや窓口を設置しようとするものでございます。

36ページに振興局内の設置予定図を示しておりますが、ATM窓口以外にも、集配業務を行う場所については、この場所ではスペースが足りないということで、隣接する中津公民館の大集会室、35ページに平面図を示させていただいておりますが、この中の赤線で示した部分、ここを使うことが出来ないかという協議となりました。

教育委員会としましては、大規模災害による緊急的な措置でございまして、地域住民の困り事に対処することでもありますので、公民館関係者とも協議いたしまして、利用状況等を確認してお貸しするという方向で話を進めることといたしました。

貸出許可をするにあたっては、目的外使用となることから、用途、目的を一時休止する必要がございましたので、今回の措置に至ったものでございます。

休止の期間につきましては、10月26日から来年の5月末まででございます。

また、今後の予定につきましては、34ページでございますが、現在、津江郵便局施設の設置工事中でございまして、10月2日には、自治会等への周知を済ませておりまして、11月末には営業再開が予定されております。

その後、来年の5月末ごろに、山林崩壊部分が復旧する見通し でございますので、本局による営業再開を果たした後、仮局舎の 撤去工事を行うものでございます。

この大集会室における利用状況でございますが、過去3か年の 実績をお示ししておりますが、該当期間でございます10月から 5月までの利用状況につきましては、下の※印で記載していると おりでございまして、利用実績のある団体等につきましては、例 えば、代替施設として津江小中学校の体育館等が利用できる旨、 説明を行いまして、了承を得ているものでございます。

以上でございます。

## 教 育 長

報告第33号、日田市中津江公民館の大集会室の休止についての報告でございましたけども、これについて何か御質疑ございませんでしょうか。

## 奥 平 委 員

私は津江地区の住民でもありますが、これまで本当に、地域の皆さんは郵便局が頼りでした。農協等も以前はあったんですが、過疎化に伴って農協もATMだけになりまして、皆さん本当に、郵便局を頼りにしておりました。

それで、今回、あのような大規模な崩落があって、いつ再開になるんだろうというところで皆さん心配しておりましたけど、今回、このように広い場所で郵便局が再開するということになりましたので、津江の方は皆ほっとしております。また今後ともよろしくお願いいたします。

## 木 下 委 員

今回、民間企業の郵便局に対しまして、公共施設を提供をいただいたということになるわけですけれども、御承知のように、郵便局は郵便配達事業はもちろんですけどれも、金融窓口サービスにおきましても、全国どこにいっても、あまねく公平なサービスが受けられるようなユニバーサルサービスを社会的使命としておりまして、今回、このことに対しまして、十分な御配慮をいただいたものと思っておりますし、また、地域住民の方におかれましても、利便性の確保ができるものと思っております。

一方で、先ほどお話がありましたが、これまで、大集会室を利用していた方が、毎年200名近くおられるということでありまして、そういった施設の提供というのも、地域の活性化のためにはとても重要なことと思っておりますので、その代替措置等についてもしっかりとお願いしたいと思っております。以上です。

#### 教 育 長

いただきましたご意見については社会教育課のほうで対応をよ ろしくお願いいたします。

報告第34号について説明をお願いします。

#### 世界遺産推進室長

報告第34号、近世日本の教育遺産群の世界遺産暫定一覧記載 資産候補提案書の提出及び暫定一覧記載要望について報告をさせ ていただきます。

議案集は38ページをお願いいたします。

令和2年11月6日に水戸市や足利市、備前市、日田市の4市 の首長で文化庁へ要望活動を行ってきたところでございます。

先ほど配付させていただきました要望書に、提案書を添えて文

化庁の次長へお渡しをしてまいりました。

日田市でのこれまでの取組といたしましては、平成22年に世 界遺産推進室を設置して以来、約10年をかけ、この世界遺産暫 定一覧記載資産候補提案書を作り上げてきたところでございま す。

この提案書は世界遺産委員会へ提出が必要となる、世界遺産一覧表推薦書の書式に基づき作成したものでございます。

教育遺産とは何か、世界遺産に登録する意義は何かを示しておりますし、また世界遺産としての顕著で普遍的な価値の証明として、この6資産は階層を超えた教育を証明する、稀有な資産であることを記載しているものでございます。

今回の要望活動に対しまして、文化庁の次長からは、「10年前に個別の資産として提案があったものが、近世日本の教育遺産に着目することで、4市が共同して調査を行い、この提案書を作り上げたものだと認識しておる。去る11月5日に文部科学大臣から文化審議会に対して、我が国の世界文化遺産の今後の在り方について諮問がなされたところであり、これは、世界遺産制度を取り巻く現状及び課題について検討し、我が国における今後の世界遺産の在り方について、整理をしてもらうことが必要である」としており、この中には、暫定一覧表の見直しについても審議されるということになっているというふうに言われました。

現段階でどういう見直しを行うかは決まっておりませんが、令和3年3月には答申がなされると聞いております。

その答申に基づきまして進めていくことになりますので、我々 4市の協議会といたしましては、引き続き連携して、世界遺産登 録に向け、文化庁の動向を注視し、必要に応じて対処できるよう にしなければならないと考えるところであります。

以上でございます。

## 教 育 長

議案第34号についての説明でございましたけれども、これについて何か御質疑はございませんでしょうか。

続きまして報告第35号について説明をお願いします。

## スポーツ振興課長

報告第35号、7人制ラグビー男子日本代表合宿の受入れについて御報告させていただきます。

議案集の39ページをお願いいたします。

先ほど予算議案のナンバー27で御説明をさせていただきました、国際スポーツ大会事前キャンプ地誘致推進事業の中で、これに係る予算の計上をお願いしたところでございます。

経過につきましては、現在日本ラグビー協会では、男子7人制 ラグビーのオリンピック出場に対して、日本代表の強化キャンプ 合宿を実施しております。

その中で、ラグビー協会の方との知縁等がありまして、日田市を新たな合宿候補地として考えていきたいということで、日田市の施設やホテル等の練習環境の視察を受けまして、今回日本ラグビー協会から日田市の合宿実施の打診があったものでございます。

市としましてもオリンピックへの気運醸成に貢献できるものと して、今回の合宿の受入れを決定したものでございます。

日時につきましては、来月12月15日から23日までの9日間、会場につきましては、日田市陸上競技場で実施いたします。

基本的には、一般へは非公開という形になっております。

参加選手につきましては、7人制ラグビー男子日本代表候補、 コーチ、スタッフ等約40名となっております。実行委員会を組 織しまして、対応していきたいと考えております。

予算につきましては、選手の日田市内での移動、食材、施設の利用に係る経費393万9,000円を計上し、そのうち大分県から200万円、日田市からは193万9,000円を計上し、この事業に取りかかりたいと思っております。

以上でございます。

#### 教 育 長

報告第35号、7人制ラグビー男子日本代表合宿の受入れについてということでの報告でございましたけども、これについて何か御質疑はございませんか。

報告事項は以上でございます。

その他について説明をお願いします。

#### 書記

12月の定例教育委員会の日程についてでございますが、12 月24日木曜日、13時30分から勉強会、15時から定例教育 委員会でお願いしたいと思います。以上でございます。

# 教 育 長

12月期の定例教育委員会は12月24日、木曜日、13時半から勉強会で15時から定例教育委員会ということで決定をしたいと思います。

その他何かございますでしょうか。

なければ、11月の定例教育委員会はこれをもちまして閉会い たします。お疲れさまでございました。

終了時刻:午後4時47分